証券コード5935
平成30年６月13日

株　主　各　位

神奈川県藤沢市湘南台一丁目１番地21

元旦ビューティ工業株式会社

代表取締役社長　舩　木　亮　亮

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　神奈川県藤沢市湘南台一丁目１番地21
湘南台イーストプラザ（湘南台駅東口より徒歩２分）
元旦ビューティ工業株式会社　本社　６階　会議室

３．目的事項

報 告 事 項　第48期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
事業報告ならびに計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（29頁から33頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.gantan.co.jp/ir/index.html）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

Ⅰ．　会社の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

当事業年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善や、堅調な企業収益を背景に設備投資に持ち直しの動きがあったものの、不安定な国際情勢などもあり、景気は先行き不透明な状況が続いておりました。

また、建設業界においては、労務費や建設資材価格の高止まりにより、工事採算は厳しい状況にありました。

このような状況のなか、当社は地球環境保全に貢献できる太陽光発電屋根や、従来の金属屋根では対応できなかったビル・マンションへの防水屋根のほか、高機能・高品質屋根の普及に努めてまいりましたが、天候不順による工期の遅れや工事契約の次期以降への持ち越しなどで受注が計画を下回りました。

この結果、当事業年度の売上高は11,000百万円（前年同期比10.7％減）となり、その内訳は製品売上高が6,475百万円（前年同期比8.0％減）、完成工事高が4,524百万円（前年同期比14.2％減）となりました。

損益面におきましては、営業利益は123百万円（前年同期比63.1％減）、経常利益は108百万円（前年同期比65.5％減）となり、当期純利益は33百万円（前年同期比75.3％減）となりました。

２．設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は419百万円であり、生産品目拡大のための機械装置の増設のほか、山梨第一工場（山梨県笛吹市）の増改築工事にかかるものが386百万円ありました。なお、山梨第一工場につきましては、平成29年８月に完成し、操業を開始しております。

３．資金調達等の状況

当期の必要資金につきましては、自己資金および銀行からの借入金にて賄っております。

４．財産および損益の推移

区　　分	第45期 （平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）	第46期 （平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）	第47期 （平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）	第48期 （当期） （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）
売　上　高（千円）	11,388,696	12,414,051	12,321,088	11,000,452
経 常 利 益（千円）	502,713	575,883	314,505	108,456
当期純利益（千円）	280,618	345,706	135,598	33,427
１株当たり当期純利益(円)	※365.71	※450.58	※176.74	※43.57
総　資　産（千円）	7,188,976	8,284,102	8,409,857	8,882,826
純　資　産（千円）	2,577,980	2,993,547	3,184,009	3,693,430

※平成29年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。
第45期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております

５．対処すべき課題

お客様の期待に応える製品づくりを基本方針に、過酷な自然環境から人と財産を守る屋根の普及と地球環境の保全に努め、広く社会に貢献することを目指しております。

また、企業の社会的責任を果たすべく、内部統制システムの運用強化に努め、市場の変化とお客様のニーズに対応した積極的な営業展開を図ると共に、たゆまぬ技術開発と生産体制の整備拡充を行ってまいりたいと考えております。

そのために以下の課題に取り組んでまいります。

＜営業体制の強化＞

数々のオンリーワン製品を、タイムリーにいち早くお客様に提案するための組織力強化をめざし、特販グループによる新規市場開拓、断熱ビューティルーフ２型、住宅用換気棟、元旦内樋等、新製品による住宅分野への新たな販売戦略に取り組んでまいります。さらには、販売代理店、施工元旦会、協力会社等の社外組織との綿密な連携強化を図ることで当社が最も得意とする競合他社との差別化製品の提案営業と責任施工体制による高品質なものづくりを推し進め、売上の拡大を図ってまいります。

＜生産効率の向上＞

平成29年８月に操業を開始した山梨第一工場をはじめ岡山工場、福島工場における生産ラインの効率化を推し進めるとともに作業時間の短縮による稼働率の改善を図ってまいります。また、安定した調達と製造原価の低減を可能にするため、取引先や協力会社との連携強化に努めるとともに市場価格動向の把握と新規商流の開拓を積極的に行い、適正在庫の維持に努めてまいります。

＜人材育成＞

お客様の要望に対して、高い満足度と感動を与えられる人材を育成するため、長期教育研修制度や人事評価制度の充実化と併せ、職場内教育の強化を図ってまいります。また、当社が進むべきビジョンや価値観を共有できる文化を育むことで組織の一体感を醸成する取り組みを行ってまいります。併せて社員一人ひとりがコンプライアンスに対する意識を徹底し、企業の社会的使命を果たしてまいります。

以上の取り組みを積極的に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

６．主要な事業内容

(1) 金属屋根製品等の製造販売および設計施工の請負
(2) 太陽光発電屋根、太陽光発電関連製品等の製造販売および設計施工の請負
(3) シート防水屋根材の製造販売および設計施工の請負

当社の主要製品

分　　類	種　　目	製　　品　　名
金属屋根製品	横葺き屋根	元旦スプリングルーフ850、元旦スプリングルーフ800 元旦一文字Ｓ ダンカクルーフ260、ダンツキルーフ182 ダンカクフリールーフ、ダンツキフリールーフ
	縦葺き屋根	スフィンクスルーフ１・２・３・６型 元旦ＴＲＸ、元旦ＴＲＸ２・３・４・６型 ラジアールーフ、大和葺元旦
	平滑葺き屋根	マッタラールーフ７・８型
	金属成型瓦	本瓦棒元旦、本瓦棒元旦'84、本瓦棒元旦'17
	折板屋根	ビューティルーフＬ-100・Ｌ-200、元旦折板Ｇ-160、バリヤルーフ
	外壁（外装材）	元旦くろす50、元張Ⅱ
	防水屋根	Ｐ＆Ｐステンレス防水、ジャバラルーフ（二重防水システム）
	住宅屋根	断熱ビューティルーフ２型、ビューティルーフしがらみ、ラジアールーフ３型、元旦内樋、住宅換気棟
その他屋根製品	シート防水屋根	元旦サーナルーフ、元旦スチール防水
	屋根付属製品	元旦トップライト、元旦システム排煙棟、元旦システム樋、元旦軒先システム
	屋根下地材	元旦ユ鋼システム、元旦ボード、天井落下防止工法
	太陽光発電屋根	ノンシャドウソーラーⅢ、マッタラーソーラールーフⅢ
	太陽光パネル架台	サンパステム、サンピカ 元旦ソーラーパネル取付金具、元旦ウイング
	立体トラス	テクノトラス

７．主要な事業所および工場

本　　社	神奈川県藤沢市湘南台一丁目１番地21
東北支店	仙台営業所、盛岡営業所、福島営業所、北海道事務所
東京支店	東京営業所、千葉営業所、北関東営業所
神奈川支店	神奈川営業所、甲信営業所、新潟営業所
中部支店	名古屋営業所、静岡営業所、北陸営業所
大阪支店	大阪営業所、京都営業所、神戸営業所
中四国支店	岡山営業所、広島営業所、四国営業所
九州支店	福岡営業所、熊本営業所、沖縄事務所
工　　場	福島工場、山梨工場、岡山工場
そ の 他	白州技術センター、神奈川ショールーム

（注）　上記事業所および工場は、平成30年３月末日時点のものとなっております。

８．従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
305名　　（7名減）	43.3歳	12.8年

９．重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

10．主要な借入先

借入先	当期末借入金残高
株式会社横浜銀行	972百万円
株式会社商工組合中央金庫	459百万円
株式会社みずほ銀行	3百万円

（注）　運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社横浜銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。
当期末における貸出コミットメントに係る借入金実行残高等は、以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	900百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	900百万円

Ⅱ．　会社の株式に関する事項

１．株式の状況

(1) 発行可能株式総数……2,916,000株

(2) 発行済株式の総数……771,606株

(3) 単元株式数……100株

(4) 株主数……307名

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
舩木元旦	198,620株	25.8%
舩木商事有限会社	72,400	9.4
全国元旦代理店持株会	71,300	9.2
舩木清子	63,140	8.2
元旦取引先持株会	29,550	3.8
元旦ビューティ工業従業員持株会	28,974	3.7
関東甲信越元旦会持株会	28,250	3.6
日鉄住金鋼板株式会社	25,100	3.2
元旦ビューティ工業役員持株会	21,922	2.8
東北北海道元旦会持株会	18,550	2.4

(注)　持株比率については、小数点第二位以下を切り捨てて表示しております。
　　また自己株式（4,395株）を控除して算出しております。

２．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（平成30年３月末日時点）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	舩木元旦	
代表取締役社長	舩木亮亮	統括執行役員
常務取締役	加藤誠悟	執行役員　営業本部長
取締役	武末誠一	執行役員　管理本部長 兼 総務グループ長
取締役	増田一郎	
常勤監査役	堀内明	
常勤監査役	長島隆夫	
監査役	早川治子	弁護士
監査役	平井良幸	

（注）１．取締役　増田一郎氏は「会社法」第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役　早川治子、平井良幸の両氏は「会社法」第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
３．監査役　長島隆夫氏は、長年にわたり他社および当社経理部で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役　早川治子氏は、弁護士の資格を有しており、その業務を通じて財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役　平井良幸氏は、長年の銀行業務および他の会社の役員経験を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役との間で、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

3．取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1名）	175,537千円 （6,450千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	15,930千円 （3,840千円）
合計	9名	191,467千円

４．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況
該当事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況
該当事項はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況
・取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況および発言状況
社外取締役	増田一郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち全ての取締役会に出席し、長年にわたり銀行に在職した経験および他の会社の役員として培われた経験に基づいた意見を述べております。
社外監査役	早川治子	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	平井良幸	当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、監査役会12回のうち全てに出席し、他社にて監査役として在職した経験から有用な意見を述べております。

Ⅳ．　会計監査人に関する事項

１．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

２．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　30,000千円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

３．会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

４．非監査業務の内容

該当事項はありません。

５．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

Ⅴ．　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

１．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)「取締役会規程」に基づき、取締役会を定例と臨時に分け定例会は月１度開催し、臨時会は必要に応じて随時これを招集しております。

(2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っております。

(3)「取締役会規程」において、①重要な財産の処分および譲受、②部署長の任命ならびに昇格・配転に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

(4) 監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、保存および廃棄等の管理方法を文書管理規程等社内規程に定め適切に管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業遂行上のリスクの発生を防止し、低減するための活動を効率的かつ総合的に進めております。特にコンプライアンスについては会議や研修等を最大限活用し、徹底を図っております。

新規事業や開発投資等の事業リスクおよび経営上の特に重要なリスクへの対応については、取締役会において審議を行い、対応方針を決定しております。

事業継続が脅かされる緊急事態、特に地震等の自然災害については、事業継続計画の一環としての「災害対策マニュアル」を制定し、その周知徹底を図っております。代表取締役社長直属の部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、独立の立場で業務処理の状況について定期的な監査を実施しております。

内部監査により、コンプライアンス違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について、ただちに取締役会および担当部署に通報する体制を構築しております。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題等に迅速かつ正確に対応するため、取締役の権限・責任を強化することにより、経営の効率化を図っております。

(2) 取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は担当組織の長を管理・監督しております。

(3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部署長が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

(4) 経営や業務運営に係る重要事項を審議することを目的に、原則月１回経営会議を開催し、特に重要な事項は取締役会に上程しております。

５．使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)「企業倫理に関する方針・行動規準」を定め、使用人に周知徹底を図ると共にコンプライアンスについて会議や研修を通じて啓蒙しております。

(2) 内部監査室は「内部監査規程」等に基づき監査を行い、コンプライアンス違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、社長および監査役に通報しております。

(3) 使用人がコンプライアンス違反等を発見した場合に通報または相談ができる体制として内部通報窓口を設置し、運用しております。

６．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 職務を補助すべき監査役会担当者の任命・異動については監査役会の同意を得るものとします。

(2) 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとします。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

(2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。

① 内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
② 内部監査部門の活動状況
③ 重要な会計方針、会計基準およびその変更
④ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
⑤ 内部通報制度の運用および通報の内容
⑥ 監査役から要求された契約書類、稟議書および会議議事録の回付

(3) 監査役に報告を行った取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱を受けないことを周知、徹底しております。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は定期的に監査役と情報交換を行っております。

(2) 取締役および使用人は、定期的な監査役のヒアリング、巡回ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告しております。

(3) 取締役は、内部監査組織である内部監査室に、監査役との連携、適切な役割分担および情報交換等を行わせ、監査役の監査が実効的に行われるよう協力しております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、取引を含めた一切の関係を遮断します。

(1) 対応統括部署の設置

総務グループを対応統括部署、総務グループ長を不当要求防止責任者として、不当要求に対しては経営陣および関係部門を含めた組織全体で対応しております。

(2) 外部専門機関との連携

所轄警察署、神奈川県企業防衛対策協議会および弁護士等の外部専門機関と連携を密にし、情報収集および対応への相談を行っております。

(3) 社内研修活動の実施

「反社会的勢力対応マニュアル」による徹底を図るほか、通達による情報配信、会議、研修等を通じて周知徹底しております。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行

当期の取締役会は定例と臨時を合わせ17回開催し、経営方針等の重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行について報告を受けました。

取締役会には社外取締役を含む取締役および監査役が出席し、活発な議論を展開しております。

業務の執行に関しては代表取締役社長を中心に、業務執行取締役が職務権限規程に則り効率的かつ迅速な意思決定を行っております。

(2) 内部監査の実施

「内部監査規程」に基づき、内部監査室が「内部統制監査計画書」を作成し、計画書に沿った当該部署の実地監査を行いました。監査結果については、代表取締役社長および監査役会へ報告を行うとともに、その概要を当該部署へフィードバックすると共に、問題点については速やかな是正に努めました。

(3) 監査役の職務の執行

当期は監査役会を12回開催し、監査方針や監査計画を協議、決定致しました。監査役は監査計画に基づき監査を行うとともに、定例と臨時を合わせ17回開催された取締役会すべてに出席し、監査役の立場としての意見を述べております。

Ⅵ. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額および株式数等については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	4,035,881	流動負債	3,439,651
現金及び預金	352,073	支払手形	1,649,950
受取手形	335,741	買掛金	457,539
売掛金	916,568	工事未払金	345,337
完成工事未収入金	852,045	１年内返済予定の長期借入金	472,950
製品	484,080	未払金	145,960
仕掛品	7,742	未払法人税等	19,942
未成工事支出金	355,836	未成工事受入金	174,707
原材料	496,625	製品保証引当金	25,302
繰延税金資産	47,390	設備関係支払手形	29,866
未収入金	60,716	その他	118,095
その他	141,891	固定負債	1,749,744
貸倒引当金	△14,831	長期借入金	962,000
固定資産	4,846,945	繰延税金負債	333,090
有形固定資産	3,372,553	退職給付引当金	443,307
建物	1,184,906	その他	11,346
構築物	36,210	負債合計	5,189,396
機械及び装置	325,764	（純資産の部）	
車両運搬具	1,950	株主資本	2,917,211
工具、器具及び備品	17,110	資本金	1,266,921
土地	1,805,398	利益剰余金	1,667,089
建設仮勘定	1,211	利益準備金	17,649
無形固定資産	36,239	その他利益剰余金	1,649,439
ソフトウエア	17,601	繰越利益剰余金	1,649,439
その他	18,638	自己株式	△16,798
投資その他の資産	1,438,152	評価・換算差額等	776,219
投資有価証券	1,239,248	その他有価証券評価差額金	776,219
破産更生債権等	129,486		
会員権	89,100		
その他	198,038		
貸倒引当金	△217,720	純資産合計	3,693,430
資産合計	8,882,826	負債・純資産合計	8,882,826

損 益 計 算 書

（自平成29年４月１日
至平成30年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		11,000,452
売上原価		7,978,838
売上総利益		3,021,613
販売費及び一般管理費		2,898,151
営業利益		123,461
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,929	
その他	37,808	45,738
営業外費用		
支払利息	16,118	
その他	44,624	60,742
経常利益		108,456
税引前当期純利益		108,456
法人税、住民税及び事業税	61,537	
法人税等調整額	13,491	75,029
当期純利益		33,427

株主資本等変動計算書

（自平成29年４月１日
至平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
		利益剰余金				
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日残高	1,266,921	15,347	1,641,329	1,656,677	△16,779	2,906,818
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	2,301	△25,318	△23,016	—	△23,016
当期純利益	—	—	33,427	33,427	—	33,427
自己株式の取得	—	—	—	—	△18	△18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	2,301	8,109	10,411	△18	10,392
平成30年３月31日残高	1,266,921	17,649	1,649,439	1,667,089	△16,798	2,917,211

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年４月１日残高	277,190	277,190	3,184,009
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△23,016
当期純利益	—	—	33,427
自己株式の取得	—	—	△18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	499,029	499,029	499,029
事業年度中の変動額合計	499,029	499,029	509,421
平成30年３月31日残高	776,219	776,219	3,693,430

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物	15年～38年
構築物	10年～30年
機械及び装置	10年～17年
車両運搬具	４年
工具、器具及び備品	２年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア　５年（社内における利用可能期間）

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金……製品販売後の無償補修費用の支出に充てるため、売上高に過去の実績率を乗じた額を計上しております。

(3) 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上することとしております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

長期借入金の一部について、取締役会決議に基づき将来の金利上昇リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。当該デリバティブ取引については、財務グループが実行管理を行い、特例処理（金利スワップを時価評価せずに当該金利スワップに係る金銭の受払の純額を金利変換の対象となる負債に係る利息に加減する方法）を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によって処理しております。

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

① 工場財団

建物	72,689千円
構築物	8,529
機械及び装置	2,156
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	0
土地	160,447
計	243,823千円

② その他

建物	322,457千円
土地	953,887
計	1,276,345千円

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	469,700
長期借入金	895,800
計	1,365,500千円

※なお、上記債務の他、割引手形債務が1,961,858千円存在しております。

２．有形固定資産の減価償却累計額

6,518,440千円

３．受取手形割引高

1,961,858千円

４．期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	53,504千円
支払手形	202,217千円
設備支払手形	486千円
割引手形	175,861千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．当期末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　771,606株

２．当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　4,395株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成29年６月29日定時株主総会	普通株式	23,016	利益剰余金	3	平成29年３月31日	平成29年６月30日

(2) 基準日が当期に帰属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成30年６月28日定時株主総会	普通株式	23,016	利益剰余金	30	平成30年３月31日	平成30年６月29日

(注) 平成29年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。平成30年３月期の１株当たり期末配当金につきましては、当該株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。株式併合を考慮しない場合の平成30年３月期の１株当たり期末配当金は３円となり、１株当たり年間配当金は３円となります。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に金属屋根製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定した運用をし、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	352,073	352,073	―
(2) 受取手形	335,741	335,741	―
(3) 売掛金	916,568	916,568	―
(4) 完成工事未収入金	852,045	852,045	―
(5) 投資有価証券	1,239,248	1,239,248	―
資産計	3,695,677	3,695,677	―
(1) 支払手形	1,649,950	1,649,950	―
(2) 買掛金	457,539	457,539	―
(3) 工事未払金	345,337	345,337	―
(4) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	1,434,950	1,434,462	487
負債計	3,887,777	3,887,289	487

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、証券取引所の市場価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) １年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記（5）参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（4）参照)。

賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、山梨県その他の地域において、賃貸用の工場を有しております。また、将来の使用が見込まれていない遊休不動産（休止中の夕張工場等）を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
671,704	790,900

（注１）貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動項目)

繰延税金資産	
原材料評価損	51,159千円
製品評価損	14,531
製品保証引当金	7,734
その他	23,416
繰延税金資産小計	96,841千円
評価性引当額	△ 49,451
繰延税金資産合計	47,390千円

(固定項目)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	66,557千円
退職給付引当金	135,518
投資有価証券評価損	3,362
会員権評価損	28,406
減損損失	403,045
その他	235
繰延税金資産小計	637,126千円
評価性引当額	△ 628,447
繰延税金資産合計	8,678千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	341,769千円
繰延税金負債合計	341,769千円
繰延税金負債の純額	333,090千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7
住民税均等割等	21.7
受取配当金益金不算入額	△ 0.4
評価性引当額の増加額	11.2
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	69.1%

退職給付会計に関する注記

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、勤務期間が２年以上の従業員が退職する場合に、当社退職金規程に基づきポイント制度により退職金を支払うこととなっております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	474,933千円
勤務費用	49,980
数理計算上の差異の発生額	2,002
退職給付の支払額	△ 69,200
退職給付債務の期末残高	457,716千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	457,716千円
未積立退職給付債務	457,716
未認識数理計算上の差異	△ 14,409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	443,307千円
退職給付引当金	443,307
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	443,307千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	49,980千円
数理計算上の差異の費用処理額	4,686
確定給付制度に係る退職給付費用	54,667千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.0%

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等　　（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	舩木商事有限会社（注４）	被所有直接 9.3%	事務所の賃借	事務所の賃借	17,328	流動資産その他	1,444
						投資その他の資産（敷金・保証金）	6,950
	有限会社舩木板金工業（注５）	なし	工事請負	工事外注費	15,276	工事未払金	1,498
				工事材料費等	176	―	―

（注１）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
（注２）舩木商事有限会社との価格その他の取引条件は、近隣の市場相場等を勘案し価格交渉の上、決定しております。
（注３）有限会社舩木板金工業との価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し価格交渉の上、決定しております。
（注４）当社役員舩木元旦及び舩木亮亮の近親者が議決権の100％を直接所有しております。
（注５）当社役員舩木元旦の近親者が議決権の60％を直接所有しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　4,814円10銭
１株当たり当期純利益　　43円57銭
（注）平成29年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

元旦ビューティ工業株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片　岡　久　依　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　細　野　和　寿　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、元旦ビューティ工業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
      ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
      ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
      ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討しました。
2. 監査の結果
   (1) 事業報告等の監査結果
      ① 事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
      ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
      ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
   (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
      会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

元旦ビューティ工業株式会社　監査役会

常勤監査役　堀内　明　㊞

常勤監査役　長島隆夫　㊞

社外監査役　早川治子　㊞

社外監査役　平井良幸　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

元旦ビューティ工業株式会社
代表取締役社長　舩　木　亮　亮

２．議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類
金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき30円　　総額　23,016,330円

③剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう規定するものであります。

②法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。規定新設に伴い、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期に関する規定を定めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
（取締役会の招集および議長） 第19条　（条文省略） ２　（条文省略） （新　設）	（取締役会の招集および議長） 第19条　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ３　取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第29条　　（条文省略） （新　　設）	（監査役の選任） 第29条　　（現行のとおり） ２　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ３　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（監査役の任期） 第30条　　（条文省略） ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第30条　　（現行のとおり） ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役舩木元旦、舩木亮亮、加藤誠悟、武末誠一、増田一郎の５名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
ふな　き　もと　かつ 舩　木　元　旦 （昭和17年１月１日生）	昭和40年４月 昭和46年４月 平成21年６月 平成26年６月 平成28年４月 平成29年６月	個人にて舩木板金工業を創業 舩木鉄板株式会社（現元旦ビューティ工業株式会社）設立 代表取締役社長 当社代表取締役会長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 当社取締役会長（現任）	198,620株
ふな　き　あき　ふさ 舩　木　亮　亮 （昭和45年５月14日生）	平成13年10月 平成13年11月 平成16年７月 平成17年４月 平成17年６月 平成21年６月 平成26年６月 平成28年４月 平成28年６月	当社入社　イオン事業部次長 当社第三営業本部長兼イオン事業部長 当社執行役員第二営業本部長 当社執行役員営業本部長 当社専務取締役営業本部長 当社代表取締役社長兼海外事業部長 当社取締役会長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼統括執行役員（現任）	14,780株
か　とう　せい　ご 加　藤　誠　悟 （昭和41年９月１日生）	平成３年７月 平成12年４月 平成14年４月 平成20年４月 平成23年４月 平成27年６月 平成28年４月 平成28年６月 平成29年３月 平成29年４月	当社入社 当社広島営業所長 当社岡山営業所長 当社中四国支店長兼岡山営業所長 当社執行役員中四国支店長 当社執行役員営業副本部長兼大阪支店長 当社執行役員営業本部長 当社取締役執行役員営業本部長 当社取締役執行役員営業本部長兼生産・技術本部長兼特販部長兼生産調達部長兼技術部長 当社常務取締役執行役員営業本部長（現任）	200株
たけ　すえ　せい　いち 武　末　誠　一 （昭和32年８月30日生）	昭和56年１月 平成12年４月 平成13年４月 平成15年３月 平成18年５月 平成27年１月 平成27年４月 平成27年６月 平成27年９月 平成28年６月 平成29年４月	当社入社 当社東北支店長 当社総務部長 当社東京支店副支店長 当社東北支店長 当社管理統括 当社管理本部長 当社取締役管理本部長 当社取締役管理本部長兼総務部長 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長 当社取締役執行役員管理本部長兼総務グループ長（現任）	250株

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おか　べ　りゅう　じ 岡　部　竜　司 （昭和37年９月12日生）	昭和60年２月　当社入社 平成７年９月　当社小田原営業所長 平成９年４月　当社藤沢支店長 平成10年３月　当社神奈川支店長 平成20年４月　当社執行役員東京支店長 平成25年４月　当社執行役員営業本部東日本統括 平成27年６月　当社執行役員営業本部副本部長兼東日本地区管掌兼工務部管掌 平成28年４月　当社執行役員営業本部副本部長（現任）	150株
ます　だ　いち　ろう 増　田　一　郎 （昭和21年12月７日生）	昭和44年４月　株式会社横浜銀行入行 平成７年２月　同行外国業務部長 平成８年６月　同行相模原駅前支店長 平成10年２月　浜銀ファイナンス株式会社専務取締役 平成12年６月　富士通エフ・アイ・ピー株式会社常勤監査役 平成19年６月　当社社外監査役 平成28年６月　当社社外取締役（現任）	―

（注）1. 各取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 増田一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
(1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
① 増田一郎氏は、長年の銀行業務および他の会社の役員を経験されており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。また、当該候補者が社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結をもって２年であります。
② 増田一郎氏は、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）となったことはありません。
③ 増田一郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
④ 増田一郎氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
⑤ 増田一郎氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
(2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、増田一郎氏が選任され、社外取締役として就任した場合は、同氏と会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。なお、本議案は、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
とのき　　あきら 殿　木　　輝 （昭和41年１月10日生）	平成３年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成７年４月　殿木公認会計士事務所入所 平成７年４月　公認会計士登録（現任） 平成７年６月　税理士登録（現任） 平成24年１月　殿木公認会計士事務所所長（現任）	―

（注）　1. 殿木輝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 殿木輝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
同氏は、公認会計士、税理士として高い見識を有しておられ、その知見等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

3. 殿木輝氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は、同氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 殿木輝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

神奈川県藤沢市湘南台一丁目１番地21
湘南台イーストプラザ
元旦ビューティ工業株式会社　本社　６階　会議室

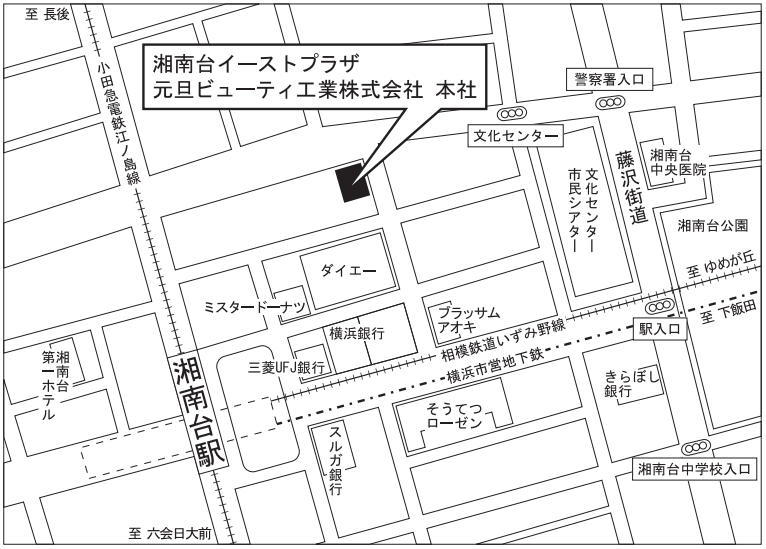

交通機関

小田急江ノ島線、横浜市営地下鉄、相鉄いずみ野線
湘南台駅東口より徒歩２分
(駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。)